

平成23年度信託相談所取扱状況

信託相談所では、信託を利用するお客様からの信託業務等に関する相談・照会に応じています。また、信託業務等に対する苦情を受け付けて円満な解決を図るように努めています。

平成23年度の信託相談所取扱状況の概要は次のとおりです。

(1) 取扱件数

平成23年度の取扱件数は1,059件となり、前年度(797件)に比べて32.9%増加しました。主な増加要因としては、平成24年2月から取扱を開始した後見制度支援信託に関する相談が多数あったことによります。

このうち、相談・照会件数は992件(前年度765件)でした。その内訳をみますと、信託業務45.4%(前年度40.5%)、併營業務11.6%(前年度10.2%)、銀行業務8.6%(前年度11.2%)、その他34.4%(前年度38.0%)となっています。

また、苦情は67件(前年度32件)でありました。その内訳は信託業務が10件(前年度6件)、併營業務が22件(前年度10件)、銀行業務が35件(前年度15件)となっています。

認定個人情報保護団体としての個人情報保護に係る相談、苦情はありません。

(2) 相談・照会等の主な内容

①相談・照会の主な事例

(ア) 信託業務

信託業務の相談・照会を商品別に多い順にみますと、貯蓄商品である「金銭信託、貸付信託」、重度心身障害者の生活の安定確保のための「特定贈与信託」、保有する不動産の有効活用を図るための「不動産の信託」、信託財産を公益活動の目的に出捐する「公益信託」となっています。

(金銭信託・貸付信託)

- ・マンション修繕積立金を信託して、その信託銀行が破綻したら信託した金銭はどうか。
- ・両親の金融資産を信託して、老人ホームの支払資金等の管理に充てることは可能か。
- ・後見制度支援信託とはどのようなものか。

(特定贈与信託)

- ・信託設定後 3 年以内に委託者が亡くなった場合、相続財産となるのか。
- ・精神保健指定医の証明書があるが、受益者になれるのか。
- ・信託財産として不動産を信託できないか。

(不動産の信託)

- ・不動産を信託した場合、固定資産税は誰に課されるのか。
- ・信託登記されている不動産の登記抹消をする場合、登録免許税はかかるのか。

(公益信託)

- ・認定特定公益信託を設定し後に委託者が亡くなった場合、当該基金は終了するのか。
- ・信託条項の変更は可能か。

(イ). 併營業務

(遺言・相続関連業務)

- ・公正証書遺言に信託銀行が指定されているが、知り合いの者に執行者を変更することは可能か。
- ・遺留分を侵害するような遺言信託を信託銀行は受託するか。
- ・信託銀行が遺言執行業務を行う法的根拠は何か。

(ウ). その他

- ・会社名に「信託」を付すことに制限はないのか。
- ・信託銀行と信託会社の法的な違いを知りたい。

② 苦情の主な事例

- ・公正証書遺言の記載内容を変更することになり、信託銀行から送られてきた原案を被相続人は見せてくれた。相続人から被相続人に対して「不動産を相続人達の共有名義にして欲しい」と伝えていたが、原案では「売却して相続人で分ける」という内容になっていた。納得がいかない。
- ・株式名義人が亡くなり、配当金の振込みが本人以外の口座に指定されていた。そのため、本人の相続財産から除外されてしまい、このことを知らない相続人は損害を被ることになった。株式配当金の振込みは本人の口座にすべきではないか。

(3) あっせん委員会利用の状況

信託協会は、平成22年10月に認定投資者保護団体から信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく指定紛争解決機関となりました。信託兼営金融機関や信託会社の信託業務等に対する苦情の解決、争いがある場合のあっせん等を行っております。平成23年度中「あっせん委員会」の利用は2件ありました。

(4) その他

信託相談所の運営について、外部有識者から意見を聴取し運営の改善に役立てる「信託相談所運営懇談会」を2回開催しました。

以 上